

教宣 せぶん

第三者機関による判断

「年金問題」が世間をお騒がせしています。国会での党首討論でこんなやり取りがありました。「年金保険料を支払っていたにもかかわらず、30年も前の領収証を持っていなければ支払ったことにならないというのか?」「では、払ったと申し出たすべての人を払ったことにするのか。政府としてそんな無責任なことはできない」「そういうことを言っているのではなく、この問題が誰に責任があるのかを問うている。保険料を支払っていたにもかかわらず、社会保険庁のずさんな管理が原因で払ったことになっていない人の問題の責任を、本人に押し付けるのかということを探っている」。

結局、この問答の現時点での結論は、第三者機関を設けて、その第三者機関が客観的な資料などをもとに判断をするという「玉虫色」なものになっています。

よく企業などに不祥事があると、真相解明や実態調査にあたるため、社内で調査チームをつくるという企業側の主張と社外の第三者機関による調査チームの設置が必要だというマスコミなどの主張がぶつかることがあります。「企業には企業を守らなければならないという意識が働く。清廉潔白な実態調査ができない。真相を究明するためにも、実態をつまびらかにするためにも社外の調査チームによる客観的な目によるチェックが必要だ」という意見が圧倒的な世論の声だといえます。企業経営者は、第三者機関の客観的な「判断」「目」というものを極力避けたいという習性を持っているようです。

東京海上日動社に対して、3月26日に下された「判決」、5月23日に下された「命令」は、どちらも第三者機関による判断です。私たちの主張や声を聞き、経営者の企業論理も聞き、その上で第三者機関が客観的な、公平な、法令に基づいた判断を下したわけです。法やルールに則って日常業務を行なっている損保会社が、第三者機関が下したこうした判断に従わないという行為は、どう見ても奇異に映ります。社会公共性が高いと自称する損保業界のこの行為は「社会公共性」に背く行為だといわざるを得ません。

私たちと会社の関係で言えば、私たちの声や主張はもちろん客観的なものではありません。当事者の主観的なものに他なりません。しかし、東京地裁の「判決」や東京都労働委員会の「命令」は、双方の訴えを聞いたうえで第三者機関が下した客観的な判断です。第三者機関の客観的な判断の重さを、当社経営者はもっとしっかりと受け止めるべきです。そして私たち損保業界の仕事は、世論の声を発する一般消費者が相手であるという事実もしっかりとかみ締めるべきです。